

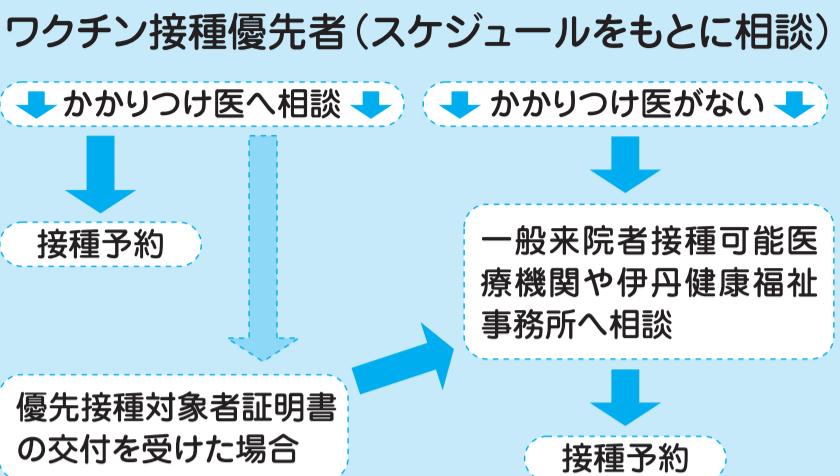
接種場所は

かかりつけ医のある人は、その医療機関で接種の相談を行ってください。かかりつけ医がない人は、下記の内科、小児科などの医療機関でご確認ください。くわしくは、保健センターへお問い合わせください。

町内的一般来院者接種可能医療機関（11月17日現在）

- ・船田医院 電話 072-766-1300
- ・貴田医院 電話 072-766-0003
- ・中村内科クリニック 電話 072-767-2100
- ・森内科小児科医院 電話 072-766-0727
- ・クリニックヤマガミ 電話 072-766-6368

ワクチン接種の流れ



提示書類リスト

(下記のいずれか1つを提示してください)

- ①**基礎疾患を有する人** 「優先接種対象者証明書(かかりつけ医で発行)」
※かかりつけ医が接種する場合は、必要ありません
- ②**妊婦** 「母子健康手帳」
- ③**1歳から小学校3年生** 「母子健康手帳」または「健康保険被保険者証」
- ④**1歳未満の小児の保護者** 「母子健康手帳」または「健康保険被保険者証」または「ワクチン接種用住民票」
- ⑤**小学校4年生から高校生に相当する年齢の人** 「健康保険被保険者証」または「学生証」または「ワクチン接種用住民票」
- ⑥**65歳以上の人** 「健康保険被保険者証」または「運転免許証」または「ワクチン接種用住民票」



※非課税世帯の人は【ワクチン接種用非課税証明証および代理受領委任状】を川西市医師会に所属している医療機関へ提示するとワクチン接種費用が免除されます。それ以外の医療機関では、接種費用を一旦支払っていただいたうえで接種済証と領収書を添え、町に申請すると返金されます。【ワクチン接種用非課税証明証および代理受領委任状】は不要です。

※【ワクチン接種用非課税証明証】は、税務課、住民生活課証明発行窓口、日生・六瀬連絡所で手数料無料により発行しています。

※平成21年1月2日以降に転入された人は、【ワクチン接種用非課税証明証】の発行はできませんので、前住所地へ求めてください。

※【ワクチン接種用住民票】は、住民生活課証明発行窓口、日生・六瀬連絡所で手数料無料により発行しています。

問い合わせは、生活部健康課 ☎072-766-8781 保健センター ☎072-766-1000 伊丹健康福祉事務所 ☎072-783-1231へ
町ホームページ URL <http://www.town.inagawa.hyogo.jp/>

ワクチンを接種する人もしない人も、
日頃から感染予防に努めることが重要です。

感染の予防

- ・石けんでの手洗い
- ・うがい
- ・人混みを避ける
- ・休養と栄養など



感染拡大の予防

- ・外出自粛
- ・咳エチケット
- ・マスク着用など



△インフルエンザワクチンによる副反応は

副反応とはワクチン接種にともない、ワクチン接種の目的である「免疫の付与」以外の反応が発生した場合を言います。
季節性インフルエンザワクチンでは副反応として、局所反応（赤み、腫れ、痛みなど）、全身反応（発熱、悪寒、頭痛、倦怠感、嘔吐など）がありますが、通常2～3日で消失します。
そのほか、ショック、アナフィラキシー様症状（高熱、急性散在性脳脊髄炎、ギランバレー症候群など）も重大な副反応としてまれに報告されます。
なお、局所の異常反応や体調の変化、さらに、やかに医師の診察を受けてください。

インフルエンザワクチンの効果はワクチンを接種しても、感染することがあります。接種した当日から効果があるわけではありません。効果の発現には個人差（体质・健康状態など）があります。

インフルエンザワクチンの効果など